

「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No.37 2016/04/9

【目次】

- 1 2016 年度研究総会開催のお知らせ
- 2 会費の納入のお願い

1 2016 年度研究総会開催のお知らせ

お手数ですが以下の研究総会にご出席予定の会員の方は、同日 18 時 30 分より予定している懇親会のご出席の可否と併せて、4 月 30 日（土）までに事務局（坂口一成）までご連絡いただけると幸いに存じます。

日時：2015 年 6 月 3 日（金） 13 時より事務総会、13 時 30 分より研究総会
場所：神戸大学六甲台第一キャンパス第二学舎（法学研究科・法学部）3 階
大会議室

*運営委員・会計担当の方は運営委員会開催のため午前 11 時に大会議室にお集まり下さい

(1) テーマと企画趣旨

「ASEAN 共同体と法」

企画趣旨

篠田優（企画委員）

1 周知のように、2015 年末、ASEAN 共同体が正式に発足しましたが、正式発足の予定段階で、運営委員長でもある鮎京正訓会員から示唆を受け標記のテーマを企画しました。

2 企画委員の専門領域はロシアの社会的＝経済的権利ですので、このテーマについては文字通りの素人ですが、2015 年に ASEAN 共同体が発足したという機縁のほか、次の 2 点からこのテーマは「社会体制と法」研究会で取り上げられるべきテーマと考えました。

第 1、ASEAN のなかに社会主義国であるベトナムが含まれていること。すなわち、社会主義体制と法が ASEAN 共同体発足によりどのように変わり、また変わらないのかという問題があり、この問題は＜社会体制と法＞という総論的問題の重要な各論的問題を提供しているのではないかとと思われる、ということです。

第 2、いずれの国にあっても、体制転換・体制変動を経由する際、また体制転換後、体制変動過程においてグローバリズムというファクターが多かれ少なかれ作用していると考えられ、ASEAN 共同体発足もまたグローバリズムに対する ASEAN 地域の対応という側面をもっていること。つまり、「ASEAN 共同体と法」というテーマは、グローバリズムのなかでの＜社会体制と法＞という問題を考える好個な材料になるのではないかとと思われる、ということです。

3 では、より具体的には——といっても、かなり抽象的なのですが——どのような問題を考え

るべきか？ 次のような問題群を構想しました。

第1に、ASEAN という連合と加盟各国の法という問題です。ヨリ具体的にいえば、ASEAN という連合に加盟することで加盟各国の法はいかに変化したか、しなかったかという問題です。ここで「法」というとき、実定法ルールという内容的ないし技術的側面だけではなく、何をもって「法」と観念または認識するかという問題も含むものとして捉えたいと思います。そうすると、この第1の問題は、ASEAN という連合と加盟各国の〈法的なるもの〉の動きと言い換えることができるかもしれません。

第2に、ASEAN が ASEAN 共同体設立に向けて動き出すことによって加盟各国の〈法的なるもの〉がいかに変化したのか、しなかったのかという問題です。「ASEAN 共同体」の設立に向けての宣言が2003年、ASEAN 首脳会議でASEAN 共同体 (ASEAN Community) の設立を2015年までに前倒して実現することが合意されたのが2007年1月、ASEAN 憲章の調印が同年11月ですから、この第2の問題は、第1の問題と連続しつつ2000年ゼロ年代以降に展開されてきたであろう事象に関わることになります。

第3に、ASEAN 共同体を設立するということは、ASEAN 諸国が nation states を超えて何らかの意味でひとつの〈国〉になることを意味しますから、その「〈国〉法」、すなわち、ASEAN 共同体法がいかなるものなのかが当然問題になります。

第4に、とはいえ、nation states が解消されるわけではないので、ASEAN 共同体法と加盟各国法の相互交通という問題が手続的に、また実体的に発生することになります。

4 ところが、これらの問題群が、そもそも問題として所在し得るのか、し得るとしてどのようにアプローチするかということがらに、残念ながら企画委員としては分け入る能力がなく、3で示したことを鮎京会員に伝え、具体的な報告者の人選・報告内容の調整をお願いしました。この場を借りて鮎京会員と報告者の方々に感謝申し上げます。そして、報告者陣は、企画委員の茫漠とした問題意識に対し、立憲主義を切り口として〈ASEAN 共同体と法〉という問題にアプローチしてくださいました。

(2) プログラム

13:30～13:35 篠田 優 (企画委員)

「企画趣旨の説明」

13:35～13:50 コン・ティリ (名古屋大学)

〈総論〉「ASEAN 共同体の発足と加盟国における立憲主義の課題」

13:50～14:20 コン・ティリ

「ASEAN 人権宣言とカンボジア」

14:20～14:50 瀬戸 裕之 (名古屋大学)

「ASEAN 共同体の発足をめぐるラオス憲法体制の変化

—2015年憲法改正を中心に—」

14:50～15:20 島田 弦 (名古屋大学)

「インドネシア民主化と憲法体制変容のASEAN 共同体への影響」

15:20～15:40 休憩

15:40～16:10 鮎京正訓 (愛知県公立大学法人)

「ASEAN 共同体設立とベトナム新憲法」

16:10～17:30 質疑応答・討論

※各報告の要旨については本ニュース末尾参照。

2 会費納入のお願い

会員の皆様には、2016年度までの会費(4,000円、過去の未納がある場合、2011年度以前は4500円)の納入をお願いいたします。

※なお2015年度以前の未納分がある方、または2016年度分の会費をすでに納入いただいた方もいらっしゃいます。納入をお願いする年度についてはメール本文に記載しておりますので、ご確認ください。

※会誌第15号が発行され次第(現在、早期発行を目指して作業中です)、2014年度会費納入者には順次、会誌を送付いたします(16号以降も同様です)。

会費振込用口座 (郵便振替口座)

口座番号：00980-4-149498

加入者名：「社会体制と法」研究会

銀行名： ゆうちょ銀行

金融機関コード： 9900

店番： 099

店名： ○九九店 (ゼロキュウキュウ店)

預金種目： 当座

口座番号： 0149498

カナ氏名 (受取人名)： 「シャカイタイセイトハウ」ケンキュウカイ

「社会体制と法」研究会事務局

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町 1-6
大阪大学大学院法学研究科 坂口研究室内
研究会サイト URL: <http://assls.sakura.ne.jp/>

報告要旨

《総論》「ASEAN 共同体の発足と加盟国における立憲主義の課題」

コン ティリ

2015年12月末にASEAN 共同体が正式に発足し、ASEAN 加盟国にとっては新しい共存共栄の時代が始まろうとしている。既に地域内に流通する商品・サービスに対する関税の引き下げや撤廃を進め、ASEAN 10カ国の国民には相互にビザなしの往来や短期間の交流などを容易に行わせ、犯罪取り締まりについての地域内協力体制の設立（例えば、昨年11月に人身売買に対するASEAN 地域条約が10カ国の首脳により署名されたこと。）¹や多分野に渡る地域内教育・研究交流の仕組み（ASEAN 大学間ネットワークなど）の形成・実施も進めている。ASEAN は経済統合を目指すにとどまらず、社会・文化、政治・安全保障共同体をも目指す一方、欧州連合の構想と大きく異なり、「内政不干涉」や「多様性の中の統一」（Unity in Diversity）などの従来の基本原則に基づき、法・政治におけるイデオロギー的な面においては各国固有の法・政治体制の独自性を保ちながら、国境を超えた経済共同体としての高度な地域統合を進めようとしている。

しかし、2007年に採択されたASEAN 憲章や2012年に採択されたASEAN 人権宣言などの地域全体における規範の共通化を進める文書が象徴的であるように、上述の地域統合の目標を達するためには、政治・安全保障分野及び文化・社会分野においても必要な加盟国間協調を行わなければならない。年間数多くの関係省庁大臣級会議、上級官僚間会議が10カ国間で行われ、さらに年間2回のASEAN 首脳会議で多くの合意文書が調印されている。詳細な合意内容については殆ど行政府がとりしきり、立法府などによる政治コントロールや民主的な統制が極めて限定的にしか行われていないように思われる。

ASEAN 共同体は経済共同体（AEC）、政治・安保共同体（APSC）、及び社会・文化共同体（ASCC）という3つの柱によって構成されるものの、一般に注目されるのはASEAN 経済共同体の部分だけである。実質的にも経済共同体の取り組みが一番進んでいる。昨年11月マレーシアでの10カ国首脳会議で採択された「ASEAN Community Vision 2025」、「ASEAN Political and Security Community Blueprint 2025」、「ASEAN Economic Community Blueprint 2025」及び「ASEAN Social-Cultural Blueprint 2025」という4つの文書（以下4文書）²により今後の10年間にこれら3つの柱を更に強化する方向に合意がなされている。その中に、ASEAN Political and Security Community Blueprint 2025 には「人権」、「民主主義」、「グッド・ガバナンス」、「法の支配」、「汚職対策」の強化について言及され（文書のA-2節を参照）、かなり具体的な活動内容及び国家間における法整備・司法分野の協力内容が勧められている。これらの4文書は、ASEAN 加盟国を代表する10名の元首・大統領・総理大臣が署名した「Declaration on ASEAN 2025: Forging Ahead Together」という宣言により採択された。同宣言（以下2015年宣言）と一緒にASEAN 2025: Forging Ahead Together（以下「ASEAN

¹条約の全文が以下の頁に入手できる。

<http://www.asean.org/asean-convention-against-trafficking-in-persons-especially-women-and-children/>

2016年1月にカンボジアとシンガポールは最初の批准国となった。

<http://www.asean.org/cambodia-singapore-deposit-instrument-of-ratification-of-the-asean-convention-against-trafficking-in-persons/>

²<http://www.asean.org/asean/asean-structure/asean-summit/27th-asean-summit-kuala-lumpur-malaysia-18-22-november-2015/>

2025)』³を構成すると同意されている(2015年宣言第2項を参照)。また、2015年宣言第3項によれば、「ASEAN 2025」はASEAN共同体の設立を導いた2009年に採択された「Roadmap for ASEAN Community 2009-2015」の承継であることを決定し、そして第5項にはASEAN加盟国並びにASEAN諸機関はASEAN憲章の目的と原理原則に従って「ASEAN 2025」をタイムリーに且つ効率よく実施することが決議された。2007年憲章の採択以降、ASEANにおける地域統合は主にこのような決議された文書により進行されてきたため、今回もこの2015年宣言や「ASEAN 2025」の重要性を注目すべきである。

しかし、今後これらの書かれている内容の実現は各国の裁量権やキャパシティーによって左右されていることも想定できる。それは、ASEANそのものの性質上の問題だけではなく、各加盟国の国内事情や法・政治制度が相当に異なることもその原因の一つである。

まずは、ASEAN共同体の重要性に関する見解と実感は恐らく加盟国によって大きく異なっていると思われる。それは、従来の発展段階の相違という要素(いわゆるASEANの古い加盟国と新加盟国であるCMLVとの経済的なギャップ)のみならず、現在進行中のTPPへの加盟問題やそれぞれ加盟国の国内憲法体制や政治秩序にも深く関わっている。例えば、普遍的な選挙制度を全く行っていないベトナムやラオスと、民主的な投票に左右される政治制度に成長しているインドネシアやフィリピンなどとの国内社会が望んでいるASEAN共同体のあり方についての理解及びその「共通的な価値の解釈」についての差異、またはASEANの枠組みを超えた経済連携が単独には加盟できていないカンボジアやラオスとTPPなどASEAN域外の経済連携に加盟しているベトナム、シンガポール、マレーシアなどとの間に、ASEAN共同体に対して求められる短期的な・長期的な効果や共同体の基本的価値及び今後の展開に関する考え方は異なると言えるのであろう。ASEAN共同体に対する期待とコミットは以上の背景によって各国における状況は異なりうるわけである。

このような地域統合の進展による地政環境の変化は、ASEAN加盟国とりわけベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアなどの体制移行国における今後の法整備、法・司法改革にどのような影響を与えるかについての理解はこれらの国の法制度を研究するために重要である。少なくとも今後の地域内規範形成に関しては地域内のアクターが一層に活発になることが期待できる。

本パネルでは、ベトナム、インドネシア、カンボジア及びラオスを中心として上記の課題に対する国内の議論及び取組みを注目し、彼らがどのように現行の憲法秩序や政治体制を維持しながらこの新しい現象を迎えているのか、社会の求めている地域統合に相応しい改革に対して従来の国内権力構造がどのような変化を取入れ、社会の要請に対応するかについて最新の議論を紹介し、立憲主義や法整備ないし法整備支援の見地からこれらの国々が直面する法・政治課題について検討する。

1. ASEAN人権宣言とカンボジア

コン ティリ

国際人権規約に基づいて制定されたカンボジア1993年憲法の人権保護条文は、重要な自由権の行使に対して法律の留保が盛り込んだ。

その原因：1990年代冷戦後のイデオロギー的な妥協、独立・中立のイメージ作りと反越戦争による国民主義的な要素 ⇒ 国際人権規約の法律留保型人権条項の採用、とりわけ言論・出版の自由と結社の自由に対する法律の留保が掛けられている。

³ 全資料を以下の頁で掲載されている。

<http://www.asean.org/storage/2015/12/ASEAN-2025-Forging-Ahead-Together-final.pdf>

2012年ASEAN人権宣言が採択されたことについてカンボジア国内における主要な人権保護団体が地域の団体と一緒に、国際人権規約に下回る人権基準を採用するASEAN人権宣言に対して共同宣言を発表し、政府による人権侵害の正当化や制限すべきではない幾つの基本権への享受を制限することになる、と批判した。特に結社の自由について定めていないことを指摘した。

本報告では、カンボジアが2015年8月に制定した非政府組織及び団体に関する法律を事例として取り上げ、憲法第42条、ASEAN憲章及びASEAN人権宣言との関係について分析し、今後のASEAN政治・安全保障共同体形成の発展におけるカンボジアの憲法に保障されている結社の自由の課題について検討する。

2. ASEAN共同体の発足をめぐるラオス憲法体制の変化 —2015年憲法改正を中心に—

瀬戸裕之

本報告は、2015年12月に採択されたラオス改正憲法を中心に、ASEAN共同体発足をめぐるラオスの憲法体制の変化について考察する。ラオスは、従来、人権について慎重な態度をとってきたが、2012年にASEAN人権宣言に同意し、2015年の憲法改正でも同宣言に定められた権利を意識した改正を行った。例えば、市民の基本的権利および義務の章に、人権を尊重し、保護する、という文言が規定され、国家機構については、直接的または民主的に選ばれた代表を通じて政府に参加する権利に応えるために、県レベルに地方人民議会が設置された。一方で、人権の規定には、「法律に従い」という留保が加えられ、信教の自由についても「法律に反しない」宗教を信仰する自由を有する、と加筆し、さらに党の指導的役割を含め政治体制に関する章は、ほとんど修正されなかった。したがって、2015年憲法改正は、ラオスがASEAN地域の人権規範に適合させつつ、一党支配体制を維持する動きとして評価できる。

3. インドネシア民主化と憲法体制変容のASEAN共同体への影響

島田 弦

ASEAN意思決定の特徴である合意と不介入の原則(The ASEAN Way)は、冷戦期・東南アジアの対社会主義軍事同盟という発足の経緯と、それらの国がいずれも権威主義体制だったことと不可分である。1995年のベトナム加盟が象徴する軍事同盟から地域共同体への変容後もこの特徴は維持され、行政主導の合意形成が行われてきた。しかし、1998年のインドネシア民主化をはじめとする東南アジア権威主義体制の揺らぎは、従来の原則に影響を与えざるを得ない。またASEANが経済だけでなく、政治・社会的課題もカバーするようになったことも行政主導の意思決定に変容を迫る。ただし、ASEAN共同体発足直後であり、これらのことはまだ予測に過ぎない。そこで、本報告は、インドネシア民主化後の憲法体制の変容（特に統治構造の変化）とそれに密接に関係するいくつかの立法・判決をもとに、ASEAN方式に与える影響の可能性について考察する。

4. ASEAN 共同体設立とベトナム新憲法

鮎京正訓

ベトナムは、2013年11月に新憲法を制定した。新憲法は、基本的には、それまでの1992年憲法(2001年改正)体制を維持しながらも、ASEAN 共同体設立に直面し、特に2012年11月に採択されたASEAN 人権宣言との関連から、「人権、市民の基本的な権利および義務」の規定を第2章に置くなど、人権への配慮を行っている。

しかし、新憲法制定過程の草案で提案されていた「憲法評議会」の設立は、新憲法では跡形もなく削除され、従来からの「人民の主人権」「共産党の指導」「民主集中制」などは、一切揺らいでいない。

本報告では、ベトナム新憲法を1992年憲法体制とを比較することによって、ASEAN 共同体の設立以降の立憲主義について、現在のベトナム指導部が目指す方向を検討する。